

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等 の一部を改正する省令が公布、施行されました

金属アーク溶接等作業から生じる有害な「溶接ヒューム」について、労働者のばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令^{※1}（以下「特化則等改正省令」）が公布、施行されますが、公布後の状況の進捗により、特化則等改正省令が再度改正（以下「再改正省令」）され公布、施行されました。

また、特化則等改正省令等により新たに作成が義務付けられた測定結果等の記録、保存方法にかかる省令^{※2}の規定も併せて改正され公布、施行されています。

以下が改正内容の概要です。

詳細は最寄りの労働基準監督署又は広島労働局健康安全課（☎082-221-9243）
にお尋ねください。

※1 令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布、令和3年4月1日施行）

※2 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「e-文書省令」）

1 特化則等改正省令附則第2条の改正

➤ 経過措置期間中に実施した溶接ヒューム濃度測定結果等の記録及び保存

（特化則第38条の21第8項関係）

特化則等改正省令の経過措置期間中（R3.4.1～R4.3.31）に、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、空気中の溶接ヒューム濃度を測定する必要がありますが、再改正省令により当該経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存が義務付けられました。

なお、経過措置期間終了後（R4.4.1～）に実施する溶接ヒュームの濃度測定結果の記録及び保存については、特化則等改正省令で定められています。

2 特化則等改正省令附則第3条の改正

➤ 呼吸用保護具の装着確認の義務化の延期（特化則第38条の21第7項関係）

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における、労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認（以下「フィットテスト」といいます。）について、再改正省令によりその実施義務化が令和4年4月1日から令和5年4月1日に延期されました。

これは、フィットテストの方法を定める日本産業規格（JIS）の改正時期が、当初見込みから延期されたことに伴う措置です。

3 e-文書省令の改正

➤ 電磁的記録による作成及び保存

特化則等改正省令等で定められた以下の測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録によることができることとなりました。

- (1) 空気中の溶接ヒュームの濃度（特化則第38条の21第8項関係）
- (2) フィットテスト（特化則第38条の21第7項関係）
- (3) 空気中の粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率

（粉じん則第6条の4第3項関係）